

1 生徒心得

高校生の本分は、多くの仲間と共に学び、共に鍛え成長していくことである。そのためには、自覚と誇りを持ち、学習活動に意欲的に取り組み、礼儀正しく節度ある学校生活を送ることが大切である。

1 礼儀

礼儀作法は敬愛の念と親和の情を表すものであるから、常に誠意のある態度を保つように心がける。

- (1) 年長者・教師・外来者には節度ある態度で接し、無作法や乱暴な言葉づかいをつつしむ。
- (2) 生徒相互の間においても親しみをこめた挨拶を行い、相手を思いやり尊重する。
- (3) 生徒間の交際は常に明朗で節度を守り、軽率でつつしみを欠くような行動をとらない。

2 校内生活

(1) 登校

始業前に登校し諸準備を完了しておく。また、時間を守ることを心がけ、遅刻は絶対にしない。やむをえない事情により遅れる場合は必ず学校に連絡する。

(2) 下校

下校時における事故の防止と規律ある生活の確立のため、次に示す基準および心得を守る。

- ア 校内活動等で下校時刻以降も残る場合は、担当教師の指示を受ける。
- イ 下校に際しては危険な道を避けるとともに、2人以上の友達と帰るよう心がける。
- ウ 下校が遅れた場合は、家庭に連絡する。
- エ 下校中みだりに飲食店に立ち寄ることなく帰宅する。
- オ 教室の使用は 16:30 とする。

(3) 部活動

ア 部活動に参加する場合は常に顧問教師の指示を受け、部長を中心に、「真壁高等学校の部活動に係る活動方針」に従い、規律正しい活動をするとともに安全に心がける。

イ 部活動の終了時刻は下記のとおりとし、延長は顧問教師がいるときのみ認める。

部活動の終了時刻

3月～10月 18:30

11月～2月 18:00

- ウ 休業中の部活動は顧問教師の指示を受けて行う。
- エ 考査期間中の部活動(考査1週間前～最終日の前日まで)については、18:00 完全下校(考査時は15:00)とする。

(4) 登校後の外出

- ア 登校後やむをえない事由があると認められるほか、原則として外出を認めない。
- イ 外出するときは必ず担任の許可を受け外出許可証を携行する。

(5) 出欠

ア 遅刻・早退・欠席などは保護者から電話等で必ずその旨を担任あてに連絡し、指示があった場合には届を提出する。

イ 病気で欠席が1週間以上となる際には、医師の診断書を添えて届を提出する。

ウ 忌引は次表のとおりとし、届け出る。

死亡した者	日数	死亡した者	日数
父 母	7日	兄弟姉妹	3日
祖 父 母	3日	伯叔父母	1日

(6) 清 掃

- ア 清潔な環境は学習意欲を高揚するものであるから、常に環境整備に留意し、責任を持って各分担区の清掃美化にあたる。
- イ 清掃用具は丁寧に取り扱い、定められた場所に整頓しておく。
- ウ 清掃後は必ず担当教職員に報告し、点検を受ける。

(7) 所 持 品

- ア 所持品には必ず記名し、その保管には各自充分注意する。
- イ 学習や運動に不必要なものは持参しない。
- ウ 必要以上の金銭を所持しない。買い物などのために持参した場合は担任に保管してもらう。
- エ 金銭の貸借はしない。
- オ 自転車には必ず鍵をかけて駐輪場の所定の場所に置く。
- カ 所持品などが盗難にあった場合は直ちに担任または係に届け出る。

(8) 公共物の取扱い

- ア 校内の施設備品等を使用する場合は担当教職員の許可を得る。
- イ 取扱いは丁寧に言い、破損・紛失等が生じた場合は届け出て指示を受ける。

(9) 集 会

- ア 集会などの意義をよく理解し、円滑な運営ができるよう積極的に協力する。また、会場では静粛を保つ。
- イ 会場には時刻前に集合し、指示された席につく。
- ウ 講演者などに対し、失礼のないように注意する。
- エ 終了後は指導者の指示に従い、秩序正しく迅速に退場する。
- オ 会場準備・後片付けなどは、第1学年HR輪番制、あるいは全員で行い、物品その他の破損がないよう注意する。

(10) 考査に関する注意事項

- ア 厳正な態度で受験し、不正行為は絶対しない。
- イ 教科書・ノート・カバン・携帯電話・ペンケース等の用具は、指示された場所に整理しておく。
- ウ 鉛筆・ペン・消しゴム等筆記用具の貸借は禁ずる。
- エ 監督の先生の指示に従う。

(11) 休業日の施設の利用

教室、その他の施設に立ち入り、または校具等を使用する者は許可を受け、退出時には必ず点検を受ける。

3 校外生活

常に高校生としての誇りと品位を保ち、公衆道德の遵守に心がけなければならない。

(1) 交通安全について

登下校中はもとより、家庭にあっても交通規則を守るとともに、交通マナーの実践に努める。特に自転車およびバイクなどを利用する場合は、次の事項を守り、交通事故に遭わないように留意する。

- ア 運転免許の取得およびバイク通学は許可制とする。
- イ 保護者の同乗しない四輪車の運転は禁止する。
- ウ 自転車、バイクは整備を完全にし、身体に合った車種を使用する。
- エ 安全運転と事故防止から次のような事項は禁止する。
(バイクの無免許運転、ヘルメットの無着用、バイクの貸借、並進、傘さし、相乗り等危険な

運転)自転車についても、運転の際にはヘルメットを着用した方が良い。

オ 自動二輪の免許取得及び運転を禁止する。

カ 生徒同士での二輪車の売買や貸借は禁止する。

キ 万一、事故が発生した場合は直ちに学校に連絡する。

ク 茨城県交通安全条例により、自転車を利用する場合は、自転車保険への加入に努めなければならない。

(2) 旅行

旅行をする場合は保護者の承認を得て、所定の用紙に必要事項を記入し提出する。必要に応じて学割の発行を申し出る。

(3) 外出・外泊

ア 外出する場合は保護者にその目的・行き先・帰宅時刻・同行者の氏名等を知らせておく。

イ 保護者同伴（準ずるものを含む）以外、他人の車に同乗してはならない。

ウ 「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」に則り、深夜（23:00～4:00）の外出はしない。（この時間帯の映画館、カラオケボックス等への入場は、保護者同伴でも禁止されている。）

エ 無断外泊は禁止する。

(4) 休業中

ア 休業中は生活が不規則になりやすいが、高校生としての誇りと責任を自覚し、勉学に励み、規則正しい健全な生活を送る。

イ 万一、事故が発生した場合は直ちに学校へ連絡する。

(5) アルバイト

生徒の本分は学業であり、アルバイトはしないほうが望ましい。しかし、事情によりアルバイトを希望する場合は担任に相談し、アルバイト許可願・誓約書を提出し、校長の許可を得る。なお、原則としてアルバイトは1年生の夏休み以降とする。

4 服装・頭髪に関する規定

1 本校指定の制服を着用する。

<制服の指定>

ブレザー	指定
スラックス・スカート	指定
ネクタイ	指定
Yシャツ	一枚は指定(白)・市販も可
夏服ベスト	指定(ただし希望購入)
靴下	市販(白・黒・紺・グレー)
防寒着—校舎内(セーター・カーディガン・ベスト) 校舎外(コート・ジャンパー)	市販(Vネック、白・黒・紺・グレー・茶) 市販

2 制服の調整については、指定販売店に制服調整許可証を持参して調節する。更新についても同様である。

3 体育時・実習時は本校指定のものを着用する。

4 服装規定に関する注意

(1) 冬服は10月1日から翌年の5月31日まで、夏服は6月1日から9月30日までとする。ただし夏服に限りネクタイの着用は自由とする。寒暖に合わせたブレザーの着脱を認める。

(2) Yシャツは半袖も含め市販のものも認める。ただし白色でレギュラータイプとする。

(3) 夏服の期間中のベスト着用を認める。

(4) 防寒着はセーター・カーディガン・ベストとし、形状はVネック、色は白・黒・紺・グレー

- ・茶（ベージュを含む）で無地とする。ただしワンポイントも可とする。
- (5) コート・ジャンパー類は華美でないもので、制服の上に着用し、登校後には脱ぎ、校舎内では着用しない。
- (6) ベルトの色は黒または茶色で、華美でないものを着用する。
- (7) 靴下の色は白・黒・紺・グレーとする。ただしワンポイントも可とする。また、タイツやストッキング等は、黒色で無地とする。
- (8) 通学の靴は黒または茶の皮靴、あるいは運動靴とする。
- (9) 上履きは学年別に色分けした指定のものとする。
- (10) ピアス・ネックレス・指輪・マニキュア・口紅等の装飾や化粧は認めない。

5 頭髪等についての一般規定

- (1) 頭髪は簡素、清潔にし、高校生としての品位を傷つけるような髪型はしない。
- (2) パーマネント、エクステ、染色、脱色等を行わない。

5 運転免許取得規定

生徒は学業に専念することが第一であることを考え、運転免許は次の規定に従って取得する。

1 原動機付き自転車免許の取得

- (1) 1年生の夏季休業以降の休業日を利用する。ただし、バイク通学を希望し、かつ欠席指導の対象となっていない者に限り、学期毎に1回の平日受験を可とする。
- (2) 希望者は保護者の同意を得て、取得願を提出する。また取得後は取得報告書を提出する。

2 普通免許の取得

- (1) 自動車学校への入校は3年生の夏季休業以降とする。
- (2) 希望者は、自動車学校入校指導を受けた後、保護者の同意を得て所定の免許取得願を提出する。
- (3) 自動車学校等の教習は、高校生としてふさわしい態度で休業日又は放課後に受講する。
- (4) 検定日が授業日で学校を欠席する場合は、その旨を前日までに担任に報告する。
- (5) 検定に合格し免許証の交付を受けた場合は、免許証取得届を提出する。
- (6) 取得中に生活指導上問題が生じたときは、在学中の免許取得を禁止することがある。

6 バイク通学許可規定

健康の維持増進と安全な通学等の教育的見地より、自転車通学が望ましいが、交通不便で通学に支障がある者および相当の理由があるものには、次の基準によりバイク通学を許可する。

1 基準

- (1) 原則として1年生2学期以降とする。
- (2) 通学距離は、片道8km以上を原則とする。ただし部活動加入者は4km以上とする。
- (3) バイクは排気量50cc未満とし、改造していないものとする。
- (4) 任意保険に加入しているものとする。

2 手続

- (1) 所定の通学許可願の用紙に必要事項を記入し提出する。
- (2) 本人および保護者は、交通法規、内規を守ることを誓約し、校長の許可を受ける。
- (3) 係によるバイクの車体検査、およびヘルメットの点検を受ける。

3 心得

- (1) 交通法規を厳守し、交通安全に心がける。
- (2) ヘルメットは、安全基準規格を満たしているフルフェイスタイプのものを使用する。
- (3) 通学許可ステッカーを見やすい位置に貼付する。
- (4) 免許証と通学許可を常に携行する。

- (5) バイクは所定の場所に置く。
- (6) 許可外のバイクを使用しない。
- (7) 校内では徐行する。
- (8) 通学許可後もバイクの改造は絶対にしない。

4 許可停止・および取り消し

交通法規・バイク通学に関する心得に違反した場合には通学許可停止とし、繰り返し悪質な違反があった場合には通学許可を取り消すものとする。

7 アルバイト許可規定

次の条件によりアルバイトを許可する。

- 1 学習や生活等に支障がなく保護者の同意がある。
- 2 希望者は、まず担任に相談し、その同意を得てアルバイト許可願・誓約書を生徒指導部に提出し、校長の許可を得る。
- 3 生徒としての品位を損なわないよう、服装・態度に注意するとともに責任をもって仕事にあたる。
- 4 通勤範囲は、バス・自転車・徒歩などで30分以内とする。
- 5 禁止業種等
 - (1) 危険を伴う業種
 - (2) 風俗営業（居酒屋等を含む）
 - (3) その他高校生として相応しくない業種
 - (4) アルバイト先の環境、作業条件等に難があるとき
- 6 アルバイトの勤務時間は20:00までとする。